

動物[※]を捨てることは 犯罪です



愛護動物を遺棄虐待した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
殺傷した場合には5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。

※動物とは、「動物の愛護及び管理に関する法律」で定義される「愛護動物」のことを指し、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひるのほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものをいう。